

# 湾岸戦争に関する国際法的考察

—多国籍軍の軍事行動と国際連合憲章—

青山学院大学教授・法学博士

佐藤和男

## はじめに

- 一 國際連合憲章に違反したイラクの行動
- 二 イラクに対する経済制裁
- 三 集団的自衛権の発動
- 四 軍事的強制措置の法的根拠
- 五 交戦法規違反の問題

## むすび

## はじめに

一九九〇年八月～一九九一年二月のペルシャ湾岸危機および戦争は、ソ連・東欧共産主義体制の崩壊とともに、今

後の世界情勢にきわめて大きな影響を与えるものと考えられ、多様な観点からの究明が行われているが、本稿においては、国際法の視点より、とりわけ国際連合憲章——現代国際社会の基本的法秩序を形成しているものといえる——との関連において、イラクならびに多国籍軍の行動の法的性格について、考察することとした。

## 一 國際連合憲章に違反したイラクの行動

一九九〇年八月二日に、イラク軍はクウェートに侵入し、クウェート全土はイラクに併合されることになったが、国際連合の創設このかた、その一加盟国の領域のすべてが強制的併合の対象とされたのは、これが初めてのことである。即日開かれた国連安全保障理事会は、全会一致の決議第六六〇号により、イラク軍の侵入を非難したが、同決議は国連憲章第三十九条および第四十条に明示的に言及し、事件は憲章第七章に基づく安全保障理事会の権限のもとで処理されることになった。

ちなみに、憲章第三十九条は、「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、ならびに、国際の平和および安全を維持または回復するために、勧告をし、または第四十一条および第四十二条に従つていかなる措置をとるかを決定する」と規定し、また第四十条は、「事態の悪化を防ぐため、第三十九条の規定により勧告をし、または措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要または望ましいと認める暫定措置に従つように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権または地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当事者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない」と、規定している。

決議第六六〇号は、イラク軍のクウェートからの即時・無条件の撤退を要求し、イラク、クウェート両国が紛争解決のため徹底的交渉を開始するよう要求したが、両国間の紛争の内容については明示していなかった。理事会は、イ

ラク軍の侵入を国連憲章第二条四項に違反するものとしては、かつた侵攻行為 (act of aggression) としては、非難しなかった。第二条四項は、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と規定している。理事会は、決議第六六〇号において、平和の破壊 (a breach of the peace) が生起したことを認めただけであったが、この認定は、憲章第七章に基づく措置の実施のためには、十分なものであった。

決議第六六〇号の四日後の八月六日に安全保障理事会により採択された決議第六六一号は、前の決議と同様に第二条四項または侵攻行為に明示的に言及していなかつたが、イラク軍の攻撃に対応して適用することのできる自衛権に言及しており、さらに、憲章第四十一条に基づく制裁を課していた。第四十一条は、非軍事的強制措置に関する規定であり、以下の「ことき内容のものである。「安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、かつ、この措置を適用するように国連加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係および鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部または一部の中止ならびに外交関係の断絶を含むことができる。」

安全保障理事会で諸国政府代表が行つた発言や諸国の政治指導者が行つた声明は、イラクの軍事行動が侵攻行為であつて、憲章第二条四項に違反するものであることに疑いを残さなかつたが、理事会の決議の中で侵攻や第二条四項に触れられていなかつた事実は、イラクの侵攻行為をあからさまに非難しなければ、イラクが交渉に応ずる見込みが大きくなるかも知れないという若干の理事国の期待を反映していたものと考えられる。

イラクはクウェートを併合するにあたり、クウェートがかつてはイラクの領土であったと主張して、自國の行動を法的に正当化した。しかし、このよだな主張は、安全保障理事会のいづれの理事国によつても容認されなかつた。

失われた自國領土の回復を理由とする軍事行動は、過去にいくつもの例がある。例えば、一九六一年にインドは、ゴアはインドの領土の一部であったが過去四百五十年間ポルトガルの「違法な支配」下に置かれ、インドとゴアとの間に合法的な境界は存在しないがゆえに、インド軍の実力行動によるゴアの接收は合法であると主張した。当時、安全保障理事会では、インド軍のゴアからの撤退を求める決議案に対し理事国の多数が賛成投票を行ったが、ソ連の拒否権発動によって、決議案は葬り去られた。

同じように、アルゼンチンは、イギリスが百五十年間支配してきたマルビナス諸島（フォークランド諸島）は本来自国の領土であり、したがって同諸島を「回復する」ための一九八二年の自國の軍事行動は「自衛」行動であると主張した。安全保障理事会において、アルゼンチンの主張は受け入れられなかつたが、アルゼンチンの立場を支持する国も若干あつた。

イラクが失地回復を理由に自國のクウェート侵攻を正当化しようとした試みが、安全保障理事会によって明確に斥けられたことは、将来の国際関係に大きな意味を持つものと考えられる。すなわち、東西冷戦の終結に伴い民族主義的立場からする領土回復運動がこれまで以上に多く発生する可能性が考えられるが、今回の安全保障理事会の決議は、たとえ一国の国境線が不正に、もしくは征服によって定められた場合であつても、そのような既存の国境線を軍事力行使を通じて変更することは許されないという原則を、認めたものと考えられるからである。これは、憲章第二条四項の解釈にとり、重要な意義を持つ。安全保障理事会は、多国籍軍とイラク軍との戦闘が終了した後、一九九一年四月三日に採択された決議第六八七号において、イラク、クウェート両国により一九六三年に合意された両国間の境界の「不可侵性」を保証する旨の決定を行つて、前記の原則を強調している。

## 二 イラクに対する経済制裁

安全保障理事会は、八月一日の決議第六六六〇号に従わないイラクに対し、四日後の八月六日に採択した決議第六一一号を通じて、包括的な制裁措置をとることを決定し、イラクに対する通商および金融の禁止を課した。同決議は、憲章第四十一条に明示的に言及していなかったが、同条の規定に基づいて理事会が、その決定を実施するために兵力の使用を伴わない措置を適用するよう全加盟国に要請する権限を有することは、明白であった。安全保障理事会の決定 (decision) は、憲章第二十五条に基づき法的拘束力を有するものである（第二十五条は「国際連合加盟国は、安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾しあつ履行することに同意する」と規定している）。

第四十一条は幅広い解釈を可能とする規定であって、理事会が採択できるすべての措置を列举するものではないが、経済関係ならびに海・空・その他の輸送・通信手段の完全な断絶には明示的に言及しており、安全保障理事会はこの規定に従って行動したわけである。

安全保障理事会は、決議第六六六一号により国連加盟国だけではなくすべての国に対し、イラクおよびクウェートとの輸出入を禁止するよう要求し、両国への資金の移転を禁止し、関係する銀行勘定の凍結を要求した（ちなみに、国際連合の行動原則を掲げている憲章第二条は、その六項において、「この機構は、国連加盟国でない国が、国際の平和および安全の維持に必要な限り、これらの原則に従って行動することを確保しなければならない」と規定することにより、非加盟国への事實上の拘束の意図を示している）。理事会が適用を要請した以上の広範な制裁措置は、事前の契約または認許が存在する場合にも、適用されるべきものとされ、厳密に人道上の考慮により必要とされる医薬品および食料の供給のみが、例外とされた。

決議第六六六一号はまた、諸国が具体的にとった行動に関する各国の報告書を通じて、理事会決議の実施状況を監視す

ることを目的とする委員会（制裁委員会）の設置を決定した。

その後、安全保障理事会は、イラクの船舶が原油輸出のために依然使用されていることを知ったため、八月二十五日に決議第六六五号を採択して、「クウェート政府に協力する」諸国（うち当該海域に海軍を展開しているもの）に対して、船舶の貨物および目的地を検査・確認し、輸出入禁止決定の厳格な実施を確保するため、出入するすべての船舶を停止させるに必要な措置をとるよう要請した。この決議は、問題の船舶を停止させるために海軍が実力を行使することを認めたものと解される。過去において安全保障理事会が禁輸措置に関連して実力行使を認めた例としては、南ローデシア政権に対する禁輸措置に反して、南ローデシアを目的地とする石油のモザンビークへの引渡しを特定の船舶が行うのを阻止するため、イギリスに海軍による実力行使を認めたケースがあるのみである（一九六六年四月九日、安全保障理事会決議第二二二号）。

安全保障理事会のイラクに対する禁輸措置は、九月二十五日の決議第六七〇号により補強されることになった。同決議は、すべての国に対して、イラクまたはクウェートを目的地とするいかなる航空機にも、国際連合が事前に許可する場合を除き、自国領空を飛行することを許さないように命令するものであった。

この決議はまた、経済制裁の遵守・実行を強化する規定を含み、理事会の制裁委員会が、航空禁輸の監視、ならびに全加盟国からの情報（禁輸の貿易・金融面での各国の措置に関するもの）の収集を継続することを認めた。

安全保障理事会は、禁輸措置の実施にあたって国連憲章第五十条の規定を考慮に入れていた。本条は、「安全保障理事会がある国に対して防止措置または強制措置をとったときは、他の国でこの措置の履行から生ずる特別の経済問題に自國が当面したと認めるものは、国連加盟国であるか否かを問わず、この問題の解決について安全保障理事会と協議する権利を有する」というものである。理事会の禁輸措置により被害をこうむった二十一の国がこの救済条項に訴えたが、これらの国は、イラクの石油に依存していた石油輸入国、イラクとクウェートに多額の輸出をしていた国、

ならびに、クウェートに多数の移住労働者を送っていて彼らの送金に財政的に大きく依存していた国であった。

理事会の制裁委員会は諸国に対して、禁輸措置により損害を受けた国々への資金援助ならびに開発援助を増額するよう、強く勧告した。国連の専門機関や他の国際機構も、これらの諸国への援助を増大するよう要請された。しかし、安全保障理事会自体としては、関係諸国に対する直接の資金的弁償の措置を講ずることはせず、イラクによる侵入と占領のためにクウェートおよびその他の諸国に生じた損害の補償を支払うべき責任は、イラクにあることを宣言した。後にイラクは、休戦の一条件として、理事会が要求したこのような責任を、原則的に受諾することになった（イラクは一九九一年四月、安全保障理事会決議第六八六号により要求された責任の受諾を、理事会に通告した）。

ところで、安全保障理事会が憲章第四十一条に基づいて実施した非軍事的強制措置——経済制裁——が、理事会の目的とするところを達成するに十分であったか否かという問題は、湾岸危機の期間を通じて、論議的目的となつた。

経済制裁を適用した二か月後には、禁輸措置は相当に効果的であることが、とりわけイラクによる原油の輸出の阻止と、技術的・軍事的性質を持つ輸入物資の供給の遮断において効果的であることが、明らかになつた。イラク経済は、かなりの程度に損害を受けることになったのである。

しかし、経済制裁がイラク経済に打撃を与えるものとしても、はたしてそれが、安全保障理事会の意図したイラク政府の政策変更をもたらしうるか否かは、判然としなかつた。アメリカ政府は、一九九〇年十一月の時点で、イラク軍のクウェートからの撤退を強制するために軍事力の行使が必要とされるという結論に達した。かくして、アメリカ政府は、安全保障理事会の大半の理事国を説得して、理事会の従来の諸決議を支持・実施して湾岸地域の平和と安全を回復するために必要な措置をとることを、クウェートに協力する諸国に容認する決議に、賛成させた。これが十一月二十九日に採択された理事会決議第六七八号である。

右決議により、もしもイラクが一九九一年一月十五日までに安全保障理事会のこれまでの諸決議を完全に履行しな

い場合には、クウェート政府に協力する国連加盟諸国は、同年一月十六日以降、必要なあらゆる手段を使用する権限を有することを認められたのである。

決議第六七八号の採択の際に、キューバとイエメンの二理事国が反対の意思を表明したが、その理由は、安全保障理事会が憲章第四十一条に基づいて実施した非軍事的制裁が不十分であることを確認しないまま、軍事力の使用を認めたことは、憲章違反であるというものであった。

ちなみに、安全保障理事会による軍事的強制措置に関する規定している憲章第四十一条は、次のような内容である。「安全保障理事会は、第四十一条に定める措置では不十分であろうと認め、または不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和および安全の維持または回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国連加盟国の空軍、海軍または陸軍による示威、封鎖、その他の行動を含むことができる。」

確かに、安全保障理事会は決議第六七八号を採択するにあたって、第四十一条に基づく経済制裁措置では不十分であつたことを正式に認めておらず、この点でキューバやイエメンの主張には一理があり、諸国の国際法学者の中にも両国の主張を支持する立場の者がいたが、この問題をめぐっては、決議第六七八号を支持する立場からは、二つの回答が行われている。

すなわち、その第一は、第四十二条が適用されていないという見解であり、第二は、第四十二条が適用されているが、安全保障理事会における討議が、経済制裁はイラク軍を撤退させるほどには十分でなかつたとの諸理事国の考え方をすでに示している、という見解である。いずれにしても、一九九一年一月十六日（ワシントン時間）に多国籍軍の軍事力行使が開始されることになり、現実が理論的決着に先行することとなり、決議第六七八号は、安全保障理事会が経済制裁のみでは十分でなかつたことを暗黙裡に認めていたことを示すものとの推定が、可能とされた。

多国籍軍の軍事的勝利により遂に戦闘は停止されイラク軍がクウェートから撤退することになったが、国連憲章第

四十一条に基づく対イラク經濟制裁は、これによつて即時終了するものではなかつた。一九九一年四月三日の安全保障理事会の決議第六八七号は、休戦のために理事会が定めた多数の条件を、イラク政府が正式に受諾することを要求していた。安全保障理事会は、同決議に示されたすべての条件にイラクが従うことを確保するため、選択の余地のある禁輸の続行を、決定していた。憲章第四十一条に基づく經濟制裁が、とりわけ人道上の考慮から必要と認められる食料および生活必需品の輸入を可能とするため、限定的なものへと修正されたのである。イラクによる石油および石油製品の輸出も、イラクに対する支払い請求およびイラクの輸入代金に充てるに必要な限度で、許されることになった。

安全保障理事会決議第六八七号においてイラクが課せられた条件は、大別して三カテゴリーに分類される。

その第一は、イラクの軍事的能力に関する条件である。イラクは、すべての化学兵器・生物兵器ならびに一定の射程距離を越えるすべての弾道ミサイルを破壊しなければならず、また核兵器の取得または開発を行わず、核兵器を使用可能なすべての資材を国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency) の専管に委ねることに同意せねばならず、さらに、国際委員会が兵器の能力を検査し、かつ禁止された兵器の破壊または除去を監督することに同意しなければならないものとされた。

第二は、イラクのクウェートへの侵入とその占領の結果生じた外国政府・外国人・外国会社に対する損害賠償責任に関するものである。環境破壊と天然資源の消耗については、特別に言及されている。補償請求に対して支払いをする基金、ならびに、イラクの石油輸出額と国民經濟的必要額を基礎にしてイラクの適正な拠出額を算定すべき機関の設置も、決議により求められている。

第三は、イラク・クウェート間の国境、ならびに国際連合監視団——多国籍軍のイラクからの撤退の条件を定める——の展開に、関するものである。さらに、クウェート国民や第三国国民の本国への帰還や、テロ行為の禁止の誓約

に関する規定もある。

決議第六八七号中に示されたイラクへの条件は相当に厳しいものがあり、オスカー・シャクター博士（アメリカ）のように、それはヴェルサイユ条約を想起せしめると評する学者もいる。

この決議はきわめて複雑な内容を持つ決定であり、その履行のためには、国連事務総長を初め、諸国政府や国際機関による多くの行政的措置が必要とされる。本決議はまた、非軍事的（経済的およびその他の）制裁が、侵攻の撃退または戦闘行動の停止を越える国際連合の要求を強制するための手段となりうることを、示している。イラクは、本決議が示す条件を受諾しながらも、問題の制裁は違法かつ不公正であるとして抗議を行った（UN Document, S/22456 [April 11, 1991]）。しかし、憲章第四十一条は、安全保障理事会が憲章第七章——特に第三十九条——に基づいて採択した決定を実施するための非軍事的制裁を認めているのである。決議第六八七号の場合、理事会の決定は、とられた措置がイラク——侵攻行為を行った国であり、国際の平和および安全への継続的脅威でありうる——の軍事的能力を削減することにより、平和の維持に役立つという前提に基づいているのである。

イラクの行動に起因する損害に対する補償などの措置は、国際法と調和する公正な平和の確立と合理的な関係を持つものであって、確かにイラク軍のクウェートからの撤退を求める安全保障理事会の最初の要請を越えているものではあるが、理事会は当該地域における平和および安全を回復するための行動の一部として、そのような措置をとる十分な理由を有することが、認められる。イラクが、自国の軍事的能力への制限や損害賠償の支払いの強要により、自國の主権的権利が侵害されると主張しても、侵攻国といい分がまともに聞きいれられることはなかつた。もつとも、賠償の問題については、侵攻行為に責任を負うべきイラクの指導者と、イラク国民一般とを区別して、賠償の負担を考慮することの必要性も国際社会では留意されている。

## 二 集団的自衛権の発動

湾岸戦争との関連において、国連憲章の諸規定中とりわけ注目されたものは、集団的自衛権 (Right of collective self-defence) に言及している第五十一条が挙げられる。イラク軍のクウェートへの侵入の直後に、クウェート政府は他の諸国による救援を要請し、アメリカ、イギリスおよびサウジ・アラビアが援助のための措置を講じたが、国連安全保障理事会は一九九〇年八月六日の決議第六六一号において、憲章第四十一条に基づき経済制裁措置をとることもに、決議の前文の中に、「クウェートに対するイラクの武力攻撃に応答すべき個別的または集団的自衛の固有の権利」を確認する一節を挿入した。安全保障理事会が、その決議の中で、集団的自衛権が特定の事態に適用されることを認めたのは、今回が最初であったが、経済制裁の適用を決定した同一の決議においてそのことが行われた事実は、注目される。理事会の構成諸国は、自衛措置が理事会の非軍事的制裁と矛盾したり、あるいは非軍事的制裁により終了せしめられるものとは当時考えていなかつたことが、これによつて推定される。

安全保障理事会は、湾岸危機に際して集団的自衛が適用される可能性を確認するにあたり、第三回国が、たとえ自由国が攻撃を受けていなくとも、あるいはクウェートと条約上ないしその他の特別の関係を有していないくとも、クウェートを援助するために武力を行使することを、默示的に認めていたが、この点は、従来国際法学者の間に異論もあつた事実にかんがみ、重要なと考えられる（反対論の例としては、上記のものが挙げられる。D. W. Bowett, Self-Defence in International Law, 1958, pp.216—218; Hans Kelsen, The Law of the United Nations, 1950, p.792.）<sup>6</sup>。安全保障理事会が行つた確認は、いずれの国も、違法な攻撃を受けた国を救援しなとする見解を、支持するものである。国際司法裁判所は一九八六年のニカラグア事件において、前記の「」とも場合に、攻撃を受けた国からの援助を請求が必要であるとの見解を示していたが、この点については、安全保障理事会は特に見解を明らかにしないはなかつ

た。もとも、今次の湾岸の事態においては、クウェートは援助を要請する意思を表明していたので、以上の点は問題とはならなかった。

安全保障理事会による集団的自衛権の確認は、必ずしも法的に必要とされたものではなかつたが、イラクに対して禁輸を強制するための多国籍軍の海軍の行動を法理的に支える上に役立ち、さらに、第三国がイラク軍をクウェートから撤退させるために、必要ならば武力を行使することも正当であるとする主張を支持したのである。

ところで、憲章第五十一条の規定の全文を確認しておきたい。それは、以下のとくである。「この憲章のいかなる規定も、国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和および安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使にあたって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に基づいて報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和および安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとる」この憲章に基づく権能および責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

第五十一条の規定を見ると、国連憲章上、自衛権の発動要件として「武力攻撃の発生」が挙げられているが、湾岸危機の場合には、すでにイラクによるクウェートへの武力攻撃が行われており、残された要件として、一般国際法により求められる「必要かつ相当な」(necessary and proportional) 自衛措置でなければならないことが挙げられるが、この要件に関する判断は一応自衛行動をとる国に委ねられるが、問題の自衛措置の継続を認めるか否かは、最終的には安全保障理事会の判断と裁量に委ねられているのである。

国際連合が安全保障理事会決議第六六一号により、憲章第四十一条に基づく経済制裁をイラクに課した二～三週間後には、経游制裁のみではイラク軍のクウェートからの撤退をもたらすことができないという認識が拡まり、軍事行動を求める提案が行われるにいたり、アメリカ、イギリスを始めとする数か国の政府は、侵攻国イラクの軍隊を無条

件で撤退させる必要のために、集団的自衛としての軍事行動が許容されるものと考えた。

これに対し、他の諸国政府や一部の国際法学者から、ひとたび安全保障理事会がイラクの武力攻撃を退けるために必要と考えた措置（経済制裁）をとった以上、自衛権はもはや行使することができないという見解が、主張された。この議論は第五十一条の文言に依拠するものであり、すでに見たように同条においては、「安全保障理事会が国際の平和および安全の維持に必要な措置をとるまでの間」（until the Council has taken measures necessary to maintain international peace and security）’ 加盟国による個別的または集団的自衛権の行使が容認されてくる。（このような見解を主張した一例として、次の論稿が挙げられる。P. Lewis, *U. S. Preparing Draft on Claims Against Baghdad*, N. Y. Times, Nov.1, 1990.)

「安全保障理事会が……必要な措置をとるまでの間」という文言を文字通りに解釈すれば、理事会が国家への武力攻撃が起きた場合に必要と考える措置をとった場合には、自衛権の行使は認められないことになろう。しかし、このような解釈は、受けいれがたい不合理なものとされた。

侵略国に撤退と戦闘行動の停止を求める安全保障理事会の決定は、侵略国が理事会の命令に従わない場合に、侵略された国から自衛権を取り去るものと解釈することは、不合理であろう。安全保障理事会は、ある武力行動が自衛のためにとられた場合でも、その武力行動を停止するよう要求する措置をとる権限を有するものと、第五十一条から解釈されるが、このことは、いかなる措置でも自衛を封止することを意味するものではない。安全保障理事会の決定の中に示された理事会の意思が、自衛のために武力を行使する権利が理事会により停止されたか否かを、決定すべきである。

湾岸危機の場合、集団的自衛は安全保障理事会の行動にとって代わられたという議論は、理事会が憲章第四十一条に基づき命令的な経済制裁措置を採択したという事実を、根拠としている。いうまでもなく、このような経済制裁措

置が採択されたのは、イラク軍の撤退をもたらす上でそれらの措置が有効であろうと期待したことであつた。こういう期待が持たれた一方で、理事会の決議は、自衛権が経済制裁措置の採択により終止せしめられるということを、少しも述べてはいない。実際には、経済制裁措置を採択した理事会決議第六六一號は、既述のごとく、その前文中に個別的および集団的自衛権を確認しているのである。制裁措置を採択すると同時に自衛権を確認するということは、自衛措置を終止せしめる意思とは矛盾するものであることは、明らかである。安全保障理事会における議論の様子から見て、多くの理事国が、軍事的措置の代わりに経済制裁措置を望んでいたことは、確かに、同時に、アメリカやイギリスなどの若干の理事国は、経済制裁が失敗した場合には、憲章第五十一条に基づく軍事力の行使が必要になるかも知れることを、明らかにしていたのである。これらの国は、集団的自衛が必要であることが判明した場合でも、安全保障理事会によるこれ以上の公認は必要ないと、考えていた。

安全保障理事会が国家のあらゆる軍事行動——防衛的なものでさえ——を禁止する終極的な権利を有することについては、いかなる国の政府も異論を唱えていないことは、重要である。第五十一条の規定によれば、国家による自衛の主張は、安全保障理事会による最終的な判断には、服さなければならないものとされている。安全保障理事会は、一国の軍事行動が正当な防衛行動であると主張されていても、その停止を当該国に命令することができるのである。もつとも、その種の理事会の決定には五常任理事国全員一致の同意が必要とされるので、一国以上の常任理事国の反対を押し切って採択されうるものではない。湾岸危機の場合には、安全保障理事会は、常任理事国が一国でも反対する限り、自衛権を終了もしくは停止せしめる決議を採択することは、不可能であつたろうと考えられる。

安全保障理事会は、一九九〇年十一月二十九日に決議第六七八号を採択して、もしイラク軍が一九九一年一月十五日以前に無条件でクウェートから撤退しない場合には、クウェートに協力する諸国が、理事会の諸決議を「支持しきつ実施するために必要なあらゆる手段」を使用することを容認した。ここにいう「必要な手段」が、イラク軍の撤退、

ならばに一九九〇年八月二日から十一月二十九日までの期間に安全保障理事会が採択した十二の決議に対するイラク政府の服従を、もたらすための軍事力の行使を含むものであることは、明白であった。一九九一年一月十六日の時点での結果、決議第六七八号は、多国籍軍の大規模な軍事行動の法的根拠を成したものであった。多国籍軍は、軍事行動の結果、一九九一年二月末にはイラク軍を敗北せしめ、イラク軍をクウェートから撤退させることに成功した。

ところで、決議第六七八号の国連憲章上の根拠については、見解が対立していて、必ずしも明確でない。決議自体は、安全保障理事会が憲章第七章に基づいて行動していることを明示しているが、第七章中のいずれの条項に拠っているかについては、触れていない。このため、次のような推論が可能になる。

第一は、第七章全体が十分な法的根拠となっているとする見解である。

第二は、武力行使を容認する決議は当然に憲章第四十二条に基づくべきものであり、したがって第四十二条の要件を満たさなければならなかつたという見解である。

第三は、決議における武力行使の容認はまさしく集団的自衛の範囲に該当するものであり、安全保障理事会は、第七章中の第五十一条を法的根拠として、その権限を行使した、という見解である。

以上の見解の中では、第三のものが妥当なものと考えられている。決議第六七八号が第五十一条の規定を根拠としていると解する一つの理由に、同条が、イラク軍の侵攻に抵抗中のクウェートに協力する諸国が、安全保障理事会が宣言した目的を達成し、かつ関係地域の平和と安全を回復するために必要な手段をとることを、容認しているという事が、挙げられる。決議の中で、安全保障理事会は、クウェートに協力する諸国の軍隊が、安全保障理事会の裁量もしくは支配の下に置かれるべきものとは、決定していない。決議は、国連司令部を設置するものではなく、国連軍、あるいは国連旗の使用についても言及していない。朝鮮国連軍の場合に見られたこれらの特徴が今回欠如していることは、安全保障理事会が多国籍軍の参加諸国に、手段・時期決定・指揮・統制の自由な選択を委ねたことを、意味し

ている。

安全保障理事会はイラク軍のクウェート侵入後間もなく集団的自衛権を確認しているのに、なぜ新しい決議（第六七八号）を可決する必要があつたかとすることも、問題とされよう。本来、集団的自衛行動は、安全保障理事会の許可や承認を、必要とするものではない。国連加盟国は、自衛の範囲内で自由に侵略国に対し武力を行使することができるのである。結局、決議第六七八号は、イラク軍が一九九一年一月十五日以前にクウェートから撤退しなかつた場合の多国籍軍による軍事行動に対する国際連合の一般的支持を強調するという政治的目的を狙つたものと、考えられる。そこには、イラクに対する制裁行動を支持する諸国の政府が、国内政治上の理由で国際連合の正式な承認を重視したという事情も、あわせて考慮されるべきであろう。決議第六七八号が、集団的自衛行動の目的を明確にしていたことも、イラクに協力する諸国には重要な意味を持つていたものと思われる。

多国籍軍による軍事行動を、国連の行動というよりも参加諸国の集団的自衛行動として性格づけることは、武力行使がまつたくそれら諸国の裁量事項とされたことを意味するものではない。安全保障理事会は、依然、多国籍軍の軍事行動に限界を画する権限を有するのである。第五十一条が明示するように、個別的または集団的自衛権の行使にあたって加盟国がとった措置は、「安全保障理事会が国際の平和および安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとる国連憲章に基づく権能および責任に対しても、いかなる影響を及ぼすものではない」のである。以上の規定により、安全保障理事会が、集団的自衛措置として容認された軍事行動の目的と限界について決定できることは、明白である。

集団的自衛権は、一般的には「自國と密接な関係にある他国に対して武力攻撃が発生するとき、これをもつて自國の平和および安全の利益を侵害するものと認める国が、これを排除するに必要かつ相当な限度において反撃をなしうる国連憲章上の権利」であると定義されているが（国際法学会編『国際法辞典』、一九七五年、三三六～七ページ）、集団的

自衛権の行使は、「必要かつ相当」という要件をも満たさなければならない。

この点については、安全保障理事会において、また関係諸国により、数か月にわたって論議されたが、こういう問題の長期間の熱心な討議は、国際機関には先例のないことといわれている。その際、特に重要な論点となつたのは、経済制裁措置は、軍事行動を、不必要とするほどに、あるいは、人命や物資の点であまりにも高価であると評価されるほどに、十分効果的であるか否かという問題であった。この問題については、湾岸戦争終了後の現在にいたるまで意見の対立が続いているが、安全保障理事会の多数の理事国が到達した結論——軍事力使用を認めた決議中に表明されている——は、法的には、国際連合を代表する所管機関による有権的な「必要」の認定と見なすことができよう。武力行使がはたして「必要な」自衛行動であるか否かをめぐる安全保障理事会およびその他における議論は、從米国際法の専門家たちが議論していた基調とは、方向を異にするものであった。

多国籍軍による武力行使に反対する立場の者は、経済的な禁輸措置がいづれは効果を現わすであろうから、自衛行動としての武力行使は不必要である、と主張した。この主張が十分な根拠を持つか否かについて、論議が戦わされた。

今次湾岸危機に際して論じられた「必要」の基準は、従来受け入れられていた見解——違法な大規模な武力攻撃はそれ自身で十分に「必要」の要件を満たすというもの——とは異なるものであった。これまでには、経済的な禁輸措置が侵略国を退去させるという可能性は、自衛権の行使を否認する法的理由としては、とともに考慮されなかつた。武力ではなく平和的手段の使用が、武力攻撃の不正を救済するには十分であるという可能性を前提として、攻撃または侵入に対する武力による自衛行動は、平和的手段を探求してそれが効果的ではないことが判明するまでは、「必要」とはいえないと結論することは、これまでの自衛観念を急激に変えるものであつて、現在の国際条件の下では、諸国が認めるとところとはならないものと思われる。

#### 四 軍事的強制措置の法的根拠

安全保障理事会が憲章第七章に基づいて軍事的強制措置を適用するための法的根拠は、第四十二条の規定にあると、一般には考えられており、このような見解は、若干の理事国の声明の中にも示されている。第四十二条は、国際連合の機関に、国際の平和および安全の維持または回復のために必要な「空軍、海軍または陸軍による行動をとる」権限を明示的に与えている憲章中の唯一の規定であるが、それに加えて、憲章第七章中の基本規定といわれる第三十九条が、安全保障理事会に、「国際の平和および安全を維持または回復するために、第四十二条および第四十二条に従つていかなる措置をとるかを決定する」権限を与えているので、前記のごとき見解が持たれるのも無理からぬことではある。

したがって、安全保障理事会が強制措置に関して決定を行う場合には、第四十一条（非軍事的措置の場合）か、あるいは第四十二条（軍事的措置の場合）が法的根拠になつていると推定することは、必ずしも不合理なことではない。こうして、安全保障理事会決議第六七八号が多国籍軍の軍事行動を伴う措置について決定したとすれば、第四十二条が適用されたと考えることは、当然ともいえよう。

しかしながら、このようないい見方は、唯一絶対のものではない。確かに、第四十二条は国連機関に軍隊による行動をとる権限を明示的に与えている憲章中の唯一の規定ではあるが、それだからといって、憲章の他の規定が適用されないとは限らないのである。このことは、国際司法裁判所により、「国際連合軍経費の分担」事件に関する一九六二年七月二十日の勧告的意見の中で、主張されている。同裁判所は、国際連合により公認された中東およびコンゴの軍隊が、憲章第四十二条を根拠にしなければならないとの議論を斥けて、「裁判所は、安全保障理事会の権限に関するそのような制限的な見解を受け入れることはできない」と言明している。

国際司法裁判所のこのような言明は、第四十二条に代わる他の規定を指示しようとするものではなく、安全保障理事会が、国際の平和および安全を維持し回復するその一般的権限から導き出されるその権威に関するリベラルな解釈を基礎にして、行動しうるということを、示唆しようとするものであった。このように解釈すれば、理事会決議第六七八号における憲章第七章への言及は、それ以上細かいことに触れる必要を認めなかつたことが、理解されよう。安全保障理事会は、コンセンサスを基礎とする国連平和維持活動の場合と同様に、憲章規定の幅のある言葉づかいに依存することも、可能であった。

もつとも、軍事的強制措置に関する国際連合の権限の援用と行使は、国際関係のきわめて敏感な部分に影響することが大であるので、その法的根拠が明確でなければ、困難な摩擦の生ずることが危惧される。安全保障理事会がその決議第六七八号において、憲章第七章のいずれかの条項への言及を回避したことにより、理事会は、その権限の特定の法的根拠をめぐる疑問を残したかたちになつたが、考えられる一つの解釈は、決議第六七八号は、安全保障理事会自身が空軍、海軍または陸軍による行動をとることよりも、むしろ集団的自衛を容認するということに、よりよく馴染むというものである。安全保障理事会が、第五十一条に基づいて、特定の場合に集団的自衛行動の容認を表明する権限を有することは、疑いない。そして、このことは、第四十二条——その文言は柔軟性に富み、多様な解釈を可能にする——と両立しないわけではない。別のいい方をすれば、決議第六七八号は、第五十一条と第四十二条の双方と両立するものと解されうるのである。

憲章第四十二条との関連でいえば、理事会が軍事力の行使を伴う「行動」をとつたものと解される。この場合、「行動」という言葉は、当該軍事力が安全保障理事会の指揮・統制下に置かれねばならないことを意味するものではない。指揮・統制の問題が憲章第七章の他の条項に基づいて処理されることは、第四十二条の解釈には、影響を与えるものではない。第四十二条を、第五十一条とともに、理事会の権限の根拠と認めて、そ

のこと自体は、関係する軍隊への理事会の権限を増大するものではない。第五十一条が理事会に対して、自衛の場合について国際の平和および安全を維持し回復する措置をとる十分な権限と責任を与えていることを、忘れるべきではない。確かに、第四十二条でいう「行動」は、容認というよりは命令的意味での「強制」を指すものである。しかし、この「行動」を命令する権限は、特定の行動を勧告したり、あるいは容認する低いレベルの権限をも含蓄するものと、解釈されるべきである。意図される行動の実現のために、勧告や容認で事足りる場合に、命令的決定を求めることは意味をなさないからである。

決議第六七八号を憲章第四十二条の意味における「行動」の一形態を考えると、同条に規定された条件が満たされたか否かが問題になる（現実に理事会においても問題とされた）。

その条件の一つは、第三十九条で求められている認定（平和に対する脅威、平和の破壊、または侵略行為の存在の決定）を理事会が行つたか否かというものである。この点については、理事会が決議第六六〇号を採択して、「平和の破壊」（breach of the peace）が行われたことを確認したときに、条件を満たしたことが明らかである。理事会は、第四十条に基づく暫定措置をとつて、イラク軍の撤退とイラク、クウェート両国間の交渉をも命じている。

次に、第四十二条は、安全保障理事会が本条に基づいて行動をとるに先だち、「第四十一条に定める措置では不十分であろうと認め、または不十分なことが判明したと認める」ことを、求めている。安全保障理事会では、キューバトイエメンが、第四十一条に基づいてとられた経済制裁措置が不十分であることを理事会は認定していないと主張して、決議第六七八号の法的効力に疑問を呈した。この問題については、以下のように考えられよう。確かに理事会は第四十一条に基づく経済制裁が不十分であることを正式に宣言していないが、理事会における討議状況の示すところでは、若干の理事国が、経済制裁はイラク軍の撤退を実現するには不十分であることを、認めていたのである。さらに、クウェートに協力する諸国が武力（必要なあらゆる手段）を使用することを認めた安全保障理事会の決定が、経

済制裁ではイラク軍の撤退を強制するには不十分であることを、暗黙裡に認めていたと推定することも、あながち不合理とはいえない。経済制裁が数か月実施された時点でイラク政府がなお反抗的な態度をとり続けていた事実は、イラクをして安全保障理事会の諸決議に従わせるためには、軍事行動が必要とされるという考え方を、さらに強めることになった。経済制裁をさらに長期間続けたならば所期の効果を挙げられたのではないかという考え方も成り立つが、これは臆測の域を出るものではなく、重要なことは、安全保障理事会は軍事行動が必要か否かについて決定する法的権限を有していたという事実である。

国連憲章第七章の諸規定の中で、これまでに見てきたものほかに重要なものとして、第四十八条がある。その内容は、次のとおりである。1 国際の平和および安全の維持のための安全保障理事会の決定を履行するに必要な行動は、安全保障理事会が定めるところに従って国連加盟国の全部または一部によつてとられる。2 前記の決定は、国連加盟国によつて直接に、また国連加盟国が参加している適当な国際機関におけるこの加盟国の行動によつて履行される。」

第四十八条は、理事会の決定を履行するために必要な行動を「理事会が決定するように」とる義務を、国連加盟国に課している。第四十八条は、理事会に、一部または全部の国連加盟国に行動をとる義務を課する権限を与えることによつて、理事会が決定した強制措置を履行するための規定なのである。

憲章第二十五条は「国連加盟国は、安全保障理事会の決定をこの憲章に従つて受諾しかつ履行することに同意する」と規定して、国連加盟国が理事会の決定を履行することに合意したことを一般的に明示しているが、第四十八条は、第七章に基づく理事会の決定により求められる行動をいずれの加盟国がとるべきであるかを決定する権限を、理事会に集中させており、第二十五条に比較して特殊的な規定といえよう。

こうして、湾岸危機に際して安全保障理事会が行つた命令的決定には、同条に言及されていると否とにはかかわり

なく、第四十八条が適用された。例えば、理事会が決議第六六一号により第四十一条に基づいて課した非軍事的措置（経済制裁）は、第四十八条によって義務的効果を与えられている。第四十八条は、理事会が特定の国家または国家群による行動を要求する場合には特に適用されるのである。安全保障理事会が、関係諸国の航空輸送に関する行動と資産凍結とを規定した決議第六七〇号の中で、第二十五条とともに第四十八条に言及したのは、こういう理由によるものであろう。

しかし、第四十八条は、安全保障理事会が決議第六七八号において容認した兵力の使用に対する適用されなかつた。その理由は、同決議のもとでは（海上封鎖に関する決議第六八五号のもとでも同様であるが）、軍事的措置は義務として要求された行動ではなかったからである。こうして、第四十八条は、国連全加盟国に要求された命令的な経済・運輸面の禁輸措置に関しては適用されたが、任意的性格の行動には適用されなかつたのである。

第四十八条は、イラクに対して休戦後に履行すべき条件を課した安全保障理事会の決定（特に決議第六八七号におけるもの）の拘束力の根拠としても、重要である。同条件は、明らかに強迫のもとでイラクにより受諾されたが、本来、イラクによる受諾とはかわりなしに、第四十八条ならびに第二十五条によって、義務的なものとされているのである。

軍事力の行使を是認する安全保障理事会の決議に関連するものとして、憲章第四十三条の規定に触れておくことも必要であろう。国際連合の発足当時から比較的最近にいたるまで、第四十三条规定される「特別協定」の存在が、安全保障理事会による集団的軍事措置に先行すべき要件であるとする見解が、述べられてきている。ちなみに、第四十三条は、次のとくである。「1　国際の平和および安全の維持に貢献するため、すべての国連加盟国は、安全保障理事会の要請に基づきかつ一または二以上の特別協定に従つて、国際の平和および安全の維持に必要な兵力、援助および便益を安全保障理事会に利用されることを約束する。この便益には、通過の権利が含まれる。2　前記の協定

は、兵力の数および種類、その出動準備程度および一般的配置、ならびに提供されるべき便益および援助の性質を規定する。3 前記の協定は、安全保障理事会の発議によって、なるべく速やかに交渉する。この協定は、安全保障理事会と加盟国との間、または安全保障理事会と加盟国軍との間に締結され、かつ、署名国によって各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。」

湾岸戦争との関連では、多国籍軍の軍事行動を認める安全保障理事会の決議は、こののような特別協定の締結を求めている第四十三条の要件と矛盾するものではないかという疑問が一部で述べられ、憲章第百六条——特別協定の効力発生までの過渡期間における五大国（理事会の常任理事国）の任務を規定している——が、このよいな見方を支えた。同様な見解は、国連憲章を起草した一九四五年四月のサンフランシスコ会議で諸国政府によるドナウ張りでござる。次に掲げる国際法学者も、同じような立場をとっている。L. Goodrich and A. Simons, *The United Nations and the Maintenance of International Peace and Security*, 1955, pp.398—405; Hans Kelsen, *The Law of the United Nations*, 1950, p.756; K. P. Saksena, *The United Nations and Collective Security*, 1975, p.93. たゞ、一九四八年に、リー国連事務総長は、第四十一條に基づく安全保障理事会の行動には、第四十三条による特別協定が必要であると述べている。

しかしながら、軍事的強制措置を規定する第四十一條、あるいは、上記のいとも第四十三条、兵力使用の際の非理事国への参加を規定する第四十四条、空軍割当部隊に関する第四十五条は、安全保障理事会が第七章に基づいて採択した決議を履行するために、諸国が自発的に兵力を提供することを、明文をもつて禁止してはいない。具体的な実例として、朝鮮戦争の際に、安全保障理事会の決議——この時には勧告が行われた——に応えて、十六か国が韓国を援助して北朝鮮の侵攻を撃退するために、任意に兵力および軍事的便益を提供している事実が挙げられる。この場合、安全保障理事会の命令的決定が必要であるとの法的議論は、いずれの国によつても行われなかつた。

第四十三条は、国連加盟国が必要な兵力・援助・便益の提供を約束するという義務的な文言で規定されているが、現実にはこれまで一度も適用されておらず、本条でいう特別協定は締結されたことがない。第四十三条は、安全保障理事会が「なるべく速やかに」特別協定に関する交渉を発議するよう求めているが、理事会はそのような発議を行っていない。いずれかの加盟国が交渉を要請したこともないようである。第四十三条は死文化したといわれるゆえんである。アメリカを含む多数の国連加盟国が国連の任務遂行のために兵力を提供する必要を強調したときでもえ、第四十三条の特別協定が求められることはなかった。

朝鮮戦争中の一九五〇年十一月三日に国連総会が採択した「平和のための結集決議」(Uniting for Peace Resolution)は、国連加盟諸国に対し「安全保障理事会または総会の勧告があつたときは自国の憲法上の手続に従つて直ちに国際連合の部隊として利用に供しうるように訓練し、組織し、かつ装備された部隊を、自国の軍隊内に維持する」ように勧告している。冷戦だけではあった当時においては、朝鮮戦争により内部分裂を起こしていた安全保障理事会が特別協定に関し交渉を行うことは、ほとんど考えられなかつたのである。

「平和のための結集決議」により集団的軍事行動を強化する方法を研究する目的をもつて設置された集団的措置委員会(Collective Measures Committee)は、種々の提案についての報告を行つたが、第四十三条の適用を示唆することはなかつた。当時基本的な前提とされていたのは、国連加盟諸国が国連の軍事行動を支援する場合、当該諸国は法的に強制されることなく、そうするであろうというものであった。

第四十三条に基づく特別協定がこれまで締結されたことがなく、国際連合の軍事的措置のために必要なものとも考えられていない事実は、認めざるを得ないが、その事実は、国連加盟諸国はみずから同意しない限り、兵力の提供を法的に義務づけられることはない、ということを含蓄している点において、重要であるといえよう。ここで明らかになるのは、憲章第四十二条、第四十八条および第四十九条（理事会が決定した措置の履行に際しての加盟諸国の相互援助義

務を規定している)によつて安全保障理事会に与えられている権限には、限界が画されていると推定できるのである。いざれにしても、安全保障理事会は、国連加盟国に対し、当該国が理事会との間で締結した特別協定の中で兵力の提供に同意しない限り、兵力提供の義務を課すことはできないのである。

## 五 交戦法規違反の問題

今次湾岸戦争において多国籍軍の行つた空爆および長距離ミサイルによる攻撃は、イラクの一般住民(非戦闘員)の生命および財産にも多大の被害をもたらしたものと考えられ、武力衝突に関する国際法——戦争法規、交戦法規、人道法規などと呼ばれる——(特に非戦闘員の保護に関する規則)の重大な侵犯として、これを非難する声が国際社会において少なからず聞かれることは事実である。

侵攻国といえども、その軍隊や一般国民が戦争法規の保護を受ける資格があることを否定するような主張は、連合軍(coalition forces)もしくはその本国政府の側から、行われていない。

かつて第一次世界大戦の終了直後にナチス・ドイツの戦時指導者を裁くために開かれたニュルンベルクの国際軍事裁判所においては、その起訴状の中で、被告等の犯罪的行為は合法的な戦争行為とは認めることができず、それ故に殺人、窃盗などと等しい普通犯罪と認められるべきであるとの主張が行われたが、この議論は同裁判所の受けいれるところとはならなかった。しかしながら、侵攻国を敵として戦う軍隊は、戦争法規(交戦法規)によつて完全に拘束されるべきではないとの議論は、時折り行われてきている。

朝鮮戦争中の一九五二年に、アメリカ国際法学会の「国際連合の法律問題の研究委員会」(Committee on Study of Legal Problems of the United Nations)は、「戦争法規は国際連合の強制行動に適用されるべきであるか」と題する報告書の中で、侵攻軍を敵として戦う国連軍に戦争法規が「完全に適用される」ことに対する、疑念を表明した。

同委員会は、国連軍はあらゆる戦争法規によって拘束されるものと考えるべきではなく、「その目的にかなつた」法規のみを選択して拘束されるべきであるとの提案を行つた。

これとは反対に、万国国際法学会（Institut de Droit International）は、数年間の研究・討議の末に一九七一年、戦闘に従事する国連軍は、たとえ侵攻軍を相手とする場合でも、いかなる場合にも武力衝突に関する人道法規（戦争法規）——一般住民の生命・身体・財産の保護のための規則を含む——を遵守しなければならない、との結論を表明している。この結論は、そこでは国連軍に関連して述べられているが、侵攻国と戦う各国軍の場合にも同じことがいわれるわけである。

湾岸戦争においては、多国籍軍は、戦争法規がみずからのか作戦行動に適用されることを明確に認めており、さらに、イラク軍による戦争法規違反を隨時非難している。

安全保障理事会も、「戦時における一般住民の保護に関する一九四九年八月十一日のジュネーブ条約」（ジュネーブ第四条約と通称される）のイラク軍による重大な違反に関してイラクを非難し、イラク、ならびにこういう違反行為の下手人または命令者の責任を確認した（一九九〇年九月二十五日の安全保障理事会決議第六七〇号）。しかし、イラク側の重大な戦争法規違反によつて、多国籍軍が戦争法規を遵守する義務を免かれるということは、責任ある当局によって主張されなかつた。

多国籍軍によるイラクの民間人の住宅や民間諸施設の爆撃は、無差別攻撃（軍事目標と民間物とを区別しない攻撃）もしくは過度の（不相当な）攻撃を禁止する戦争法規に違反するものではないかとの疑問が、安全保障理事会において、またマスメディアにおいて提起されたが、これに対しても多国籍軍側は、軍事的に重要な場所だけが目標とされていると答えたが、同時に、民間人にも重大な付隨的被害が生じている事実を認めた。その種の被害のうちには、不十分な情報もしくは過失の結果として生じて、非戦闘員たる一般住民やその住居に意図せざる破壊の結果を及ぼしたもののが

あることは、明らかだった。

これよりも重大であったのは、発電所、橋梁、道路、運輸・通信施設のごとき軍事力を支えるインフラストラクチャ（社会資本、下部構造）を目標として行われた戦略爆撃であり、これは広範な住民生活を破壊することになった。

戦闘行動の終了後に国際連合が実施した調査によると、食料供給、水質浄化、その他の基本的サービスを含む大半の近代的生活維持手段が、イラクでは破壊されるか、あるいは欠乏せしめられるにいたっている。大規模に行われた空爆の結果としてのイラクにおける広範囲の破壊の実態は、軍事目標と民間物との区別、ならびに相当性（適度の程度）という遵守されるべき基準が、実際には厳守されなかつた事実を示している。

国際慣習法上の規則となつてゐる前記の「区別」——つまり、非戦闘員の保護——は、関係諸国がすべて受け入れていたのであるが、実戦の結果、軍事目標と民間物との区別が——とりわけ、両者が広い範囲にわたつて混在している工業地帯では——きわめて困難であることが、判明した。一九二三年のハーグ航空規則（空戦法規案）を初めとし、最近では赤十字国際委員会の権威ある注釈書に列举されている合法的な軍事目標は、特定の状況のもとで軍事と民間の両方の目的に使用される建造物や設備を含んでいることが、注目される。スマート爆弾といえども、それが、一部軍事目的に使用される発電所を破壊するとき、一般住民の生活は大きな被害を受けるのである。

一九七七年の「ジュネーブ諸条約追加第一議定書」（国際武力衝突の犠牲者の保護について規定してゐる）の第五十二条三項は、「通常もっぱら平和的目的にあてられる物が、軍事行動に実効的な寄与をするために用いられているか否かについて疑いがある場合には、そのものはそのように用いられないものと、推定されなければならない」と規定しているが、このような推定は国家により軍事施設をカムフラージュするために悪用される恐れがあるとの理由により、論議的となつてゐる。

湾岸戦争に際して多国籍軍の指揮官たちは、一般住民の死傷者を最小限にするために合理的なあらゆる予防措置を行つた。

講じたと主張したが、一般住民の死傷者が発生する可能性があるために、正当な軍事目標の空爆が禁止されるとは考えなかつた。「ジュネーブ諸条約追加第一議定書」の第五十七条は、民間人の犠牲を最小限にするために「実行可能な」あらゆる措置をとるように指揮官に求めているが、「実行可能な」という言葉が厳密に定義されていないので、この規定の実際的効果は疑わしいものがある。

空爆を受ける側の国の責任についても、湾岸戦争では、議論が行われた。慣習国際法上、空爆の対象となる地域とその住民を支配する一国の政府は、非戦闘員たる一般住民が死傷しないよう保護する法的義務を有するといわれる。前記第一議定書もまたこのような義務を認めているが、そのことに対する批判説も行われている。イラクに対する爆撃に関連して、多国籍軍は、イラクが重要な軍事施設を一般住民区域に置き、また軍事的に重要な場所の近くに一般住民を移動させたと非難している。このような非難にどの程度の根拠があるものか、いまだ判然としないが、空爆による付帯的損害に対する責任問題の複雑性が理解される。

## む す ひ

以上において、湾岸危機・戦争に関連する国際法——国際連合憲章（国際連合法）を中心——の諸問題のうち、主要なものについて考察したが、ここにおいて明らかにされた諸点のうち特に重要なのは、多国籍軍の軍事行動が、憲章第五十一条に規定された「集団的自衛権」の発動として、つまり「義務」の履行として遂行され、憲章が意図する本来の国連集団的安全保障措置として、つまり「義務」の履行として実行されたのではないということである。多国籍軍への参加・協力は、関係諸国政府の「政治的選択」に基づいて行われたのであつた。冷戦終結後のいわゆる単極的世界構造の中で、国際連合は国際権力政治のきわめて有効な道具として、その利用がますます重視されてくるものと思われるが、同憲章第二条六項が「本機構（国際連合）は、国連非加盟国が、国際の平和および安全の維持に必要

な限り、憲章第二条の諸原則に従つて行動することを、確保しなければならない」と規定していることからも明らかのように、もともと国際連合を通ずる全世界的秩序——その具体的な内容が問題であるが——の形成と維持が志向されており、それだけに国連中枢機関としての安全保障理事会を舞台としての国際権力政治の展開には、わが国も十分に慎重かつ賢明なる対処を求められているのである。

なお、特にわが国との関係において、湾岸戦争が提起した重大かつ注目すべき問題として、侵略戦争（war of aggression）の遂行を構成要件とする「平和に対する罪」なるものが、現代の実定国際法においてはたして確立されているか否かの問題が挙げられよう。

周知のように、大東亜戦争の終結後に——法的に厳密にいえば依然「戦争状態」が終了していなかつた連合軍による占領行政期間中に——連合軍が強行した極東国際軍事裁判——いわゆる東京裁判。通常の司法裁判ではなく「軍事」裁判である点が重要——は、わが国の戦時指導者であった政治家や軍人を、主として「平和に対する罪」の故をもつて、断罪した。

連合軍側は、一九二八年の不戦条約の成立により、「侵略戦争」の遂行は国際法上の犯罪として確立されたと主張して、満洲事変・支那事変・大東亜戦争を通ずる日本の行動を一方的に侵略戦争と断定して、その刑事責任を個人としての日本側被告に追及した。

右のごとき不戦条約の解釈は、戦前・戦中・戦後を通じて、世界の国際法学界の認めるところとはなっていない。

不戦条約はせいぜい「侵攻戦争」を、国際不法行為としたものと解されるべきであり、国際法上の犯罪としたものではない。従来国際法上の合法的制度とされてきた戦争は、不戦条約によってその法的地位を何ら変えられていないとする学説すらも、学界には見られるのである。

「侵攻」（aggression）の概念ですら曖昧なものであり、広く国際社会一般に認められた定義は存在しなかった。

不戦条約の成立を推進したアメリカ国務長官は、戦争が侵略であるか、はたまた自衛であるかは、各関係国の「自己解釈権」(Right of auto-interpretation)によって判断されるべきものであることを、強調していた。

「侵略」の定義が曲がりなりにも国際的に確立されたのは、第二次世界大戦後かなりの年数が経過した一九七四年十二月十四日に採択された国際連合総会の「侵略の定義に関する決議」においてであった。

さらに、戦争行為は法人としての国家の行為であって、個人にその責任を帰属せしめえないものであることは、戦前・戦後を通じて、国際法上の定則である。

東京裁判——ニュルンベルク裁判も同様であるが——は、「侵略戦争は国際法上の犯罪であり、その責任を個人に追及することができる」という虚構の命題——具体的には、戦勝国側が恣意的に作りあげた軍事裁判所条例のかたちをとった事後法——に立脚してのみ強行することを得た。

全世界の良識ある国際法学者による厳しい批判を浴びて、さすがに良心の疼きを覚えたのか、あるいは真剣に立法政策に着手しようとしたのか、戦勝連合国側は、一九四七年十一月に創設された国際連合国際法委員会（諸国の最も優れた国際法学者（当初十五名、最近では三十四名）が構成）に対しても「侵略行為」を核心的構成要件とする「人類の平和と安全に対する罪」の法典案の作成を命じた。せめて、事後的にでも「平和に対する罪」を正式に確立して、東京裁判（ならびにニュルンベルク裁判）に対する非難と冷笑を緩和なし回避しようと意図したものとも考えられる。

しかし、国連国際法委員会は、厳格な法学的検討を重ねた結果、今日にいたるまで法典案の最終的成立を見ることができないでいる。いわんや、条約（成文国際法）としての右法典の発効は、将来の課題にとどまっている。つまり、「侵略戦争」は、現在でも「犯罪」として確立されていないのである。戦争の法的地位は、一九四五五年十月の国連憲章の発効に伴い大きな変化を遂げたが、しかもなお侵略戦争は確実に犯罪とはされていないのである。ましていわん

や、第二次世界大戦当時においては、侵攻戦争（その認定は法技術的に困難であったが）は、決して「平和に対する罪」を構成するものではなかった。

一九九〇年八月、イラクはクウェートに進攻し、その全領域を自国の版図に併合した。この明らかな侵攻行為（その特殊形態としての「侵略」ともいえる）に対し、湾岸戦争後、サダメ・フセイン個人を重大戦争犯罪人として裁判に付そうとする国際的な動きはない。この事実の意味を、日本国民は再度熟考すべきであろう。